特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	長洲町　予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

長洲町長

公表日

令和8年3月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①予防接種の実施 ②予防接種の実費徴収 ③予防接種記録保存 ④予防接種による健康被害給付請求の申請
③システムの名称	総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）は、令和6年9月30日終了。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）へアクセスすることはできない。

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第14項、第126項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第１０条、第６７条の２

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第2項第8号 【情報提供】 番号法第第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の第２５項、第２６項、１５３項、１５４項 番号法第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２７条、２８条、１５５条、１５６条 【情報照会】 番号法第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の表第２５項、第２６項、第２７項、第２８項、第２９項、第１５３項、第１５４項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健介護課
②所属長の役職名	福祉保健介護課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月10日	3. 個人番号の利用＞法令上の根拠	【予防接種法】 番号法第9条第1項　別表第一　第10号	【予防接種法】 ・番号法第9条第1項　別表第一　10の項	事前	
令和3年6月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法	【予防接種法】 番号法第19条第7項　別表第二　第16号の二	【予防接種法】 （情報提供及び情報照会の根拠）	事前	
令和4年6月10日	対象人数、取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年12月10日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	1.②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理等の事務を行う。	・予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①予防接種の実施 ②予防接種の実費徴収 ③予防接種記録保存 ④予防接種による健康被害給付請求の申請	事後	
令和8年3月1日	1.③システムの名称	健康管理システム	総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）は、令和6年9月30日終了。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）へアクセスすることはできない。	事後	
令和8年3月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	【予防接種法】 ・番号法第9条第1項　別表第一　10の項 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 ・番号法第9条第1項　別表第一　93の2の項	・番号法第9条第1項　別表第14項、第126項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和8年3月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【予防接種法】 （情報提供及び情報照会の根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二　16の2の項 ・法別表第二主務省令第12条の2 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 （情報提供及び情報照会の根拠） ・番号法第19条第7項　別表第二　115の2の項 ・法別表第二主務省令第59条の2	番号法第19条第2項第8号 【情報提供】 番号法第第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第25項、第26項、153項、154項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第27条、28条、155条、156条 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第153項、第154項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第155条、156条	事後	
令和8年3月1日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託する	委託しない	事後	
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	様式改定による追加
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 11，最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	事後	様式改定による追加